

人事行政運営等の状況

町では、毎年職員の給与のしくみや支給状況のほか人事行政の全般にわたる現状について、町民の皆さんにお知らせしています。

今後も透明性・公平性を維持するよう努めていきます。問合せ 総務課 ☎内線三一二

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

年度	平成20年	平成19年
職員数	280人	282人
増減	-2	—

(2) 年齢別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

年齢	20代	30代	40代	50代
職員数	36人	71人	90人	83人

(3) 採用者の状況

職種	平成19年度	平成18年度
一般行政職	5人	10人
消防職	5人	1人
保健師	1人	1人
合計	11人	12人

(4) 退職者の状況 (平成19年度)

職種	定年	自己都合	合計
一般行政職	5人	3人	8人
消防職	1人	1人	2人
技能労務職	—	1人	1人
合計	6人	5人	11人

(5) 再任用の状況

(平成19年度)

職種	採用者数
一般行政職	4人
消防職	0人
技能労務職	3人
合計	7人

(注)再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

(6) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が町の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るための人的援助が必要なものについて、職員を派遣しています。葉山町社会福祉協議会…1人 (派遣期間：平成16年度から)

(7) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

法定雇用率	2.10%	平成19年度	2.05%	平成18年度	2.11%
-------	-------	--------	-------	--------	-------

(注)各年度7月下旬に県に報告する数値を記載しています。

2 町職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成18年度	32,638人	9,439,536千円	549,053千円	2,775,046千円	29.4%

(注) 当該年度決算の状況。人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。人口は平成18年4月1日現在。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費				一人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成20年度	263人(6人)	1,083,622千円 (14,733千円)	402,529千円 (1,886千円)	503,452千円 (3,287千円)	1,989,603千円 (19,906千円)	7,565千円 (3,317千円)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員で263人には含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	356,600円	43歳9月	318,500円	45歳5月

(4) 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
一般行政職	185,800円	172,200円	149,800円	—
技能労務職	164,300円	152,800円	144,500円	137,900円
国(行政職)	185,800円	172,200円	140,100円	—

(注) 技能労務職は、22歳(大学卒)、20歳(短大卒)、18歳(高校卒)、15歳(中学卒)の相当額。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成20年4月1日現在)

経験年数		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	301,400円	343,800円	388,200円
	短大卒	297,500円	316,200円	該当なし
	高校卒	273,900円	307,600円	358,600円
技能労務職		216,900円	259,500円	316,500円

(注)学歴は、該当する職種区分において職員募集時に必要となった修了学歴要件です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 係長	課長代理	課長	部長	
職員数	5人	13人	7人	27人 (7人)	58人	5人	22人	6人	143人 (7人)
構成比	3.5%	9.1%	4.9%	18.9% (100%)	40.6%	3.5%	15.4%	4.2%	100% (100%)
前年構成比	4.8%	6.2%	7.6%	16.6%	42.1%	3.4%	15.2%	4.1%	100%

(注)()内は再任用短時間勤務職員で上段の数は含みません。

(7) 職員手当の状況

区分	葉山町			国		
	区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
期末手当・勤勉手当	6月期	1.4月	0.75月	6月期	1.4月	0.75月
	12月期	1.6月	0.75月	12月期	1.6月	0.75月
	計	3.0月	1.5月	計	3.0月	1.5月
	職制上の段階、職務の級による加算措置があります			職制上の段階、職務の級による加算措置があります		
退職手当	区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
平均支給額 (平成19年度実績)	13,032千円	27,507千円				

(注)退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

(8) 特別職の報酬等

区分		月額
特別職給料	町長	915,000円
	副町長	740,000円
	教育長	699,000円
議員報酬	議長	499,000円
	副議長	430,000円
	議員	400,000円

手当の種類	内容 (平成20年度予算)
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象地域=全地域 支給率=10% 支給対象職員数=280人 一人あたりの平均支給額=450千円(年額)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者=14,100円(月額) 配偶者以外の扶養親族二人まで(一人につき)=7,500円(月額) 配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人目=11,600円(月額) その他の扶養親族(一人につき)=7,000円(月額) 扶養親族のうち16~22歳までの子(一人につき)=5,000円(月額)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給限度額=29,300円(月額)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 公共の交通機関利用者には、実費相当 交通用具(車・バイク等)利用者には通勤距離に応じて支給
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 一人あたりの平均支給額=284,000円(年額)
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 職員に占める手当支給職員の割合=49.3% 一人あたりの平均支給額=36,000円(年額) 手当の種類=14種 代表的な手当の名称=町税事務従事手当、運転業務手当等

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間です。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。
(各年度4月1日から3月31日)

年度	平成19年度	平成18年度
平均取得日数	9.4日	9.0日

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。
(平成19年度)

区分	取得者数	
	公務によるもの	公務以外のもの
療養休暇	0人	7人

(4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

区分	取得者数	
	平成19年度	平成18年度
育児休業	8人	4人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者 (平成19年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障の場合	—	—	3人	—
合計	—	—	3人	—

②懲戒処分者 平成19年度…該当なし

6 職員研修の状況

(1) 庁内研修

葉山町が独自に実施する研修です。
(平成19年度)

研修名	受講者数
新採用研修	16人
クレーム対応研修	26人
メンタルヘルス研修	86人
情報セキュリティ研修	136人
法制執務研修	22人

(2) 派遣研修

市町村研修センターをはじめとする外部研修機関へ職員を派遣し、さまざまな分野に分けた専門的な科目を受講する研修です。
(平成19年度)

派遣先	派遣人数	備考
県市町村研修センター	45人	マネジメント研修、税務担当職員研修等 計16科目
市町村アカデミー	1人	人口減少時代の子育て支援 計1科目
国際文化研修所	2人	地方自治体の危機管理、ごみ減量化 計2科目
その他研修機関	15人	電子納品、人事評価、公務災害等 計9科目

(3) 課題研究調査事業

先進的な取り組みに対し、政策形成並びに事務事業の改善改革及び推進について調査研究を行う事業です。
(平成19年度)

研修テーマ	人数
国保・医療関係	2人
ごみ資源化関係	2人
まちづくり関係	2人

(4) 県等への職員派遣

人材育成の取り組みとして県と市町村の間で職員の交流を行うほか、県内全市町村で組織する後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣しています。

派遣先	派遣者数	
	平成19年度	平成18年度
神奈川県	2人	2人
後期高齢者医療広域連合	1人	1人

(5) 海外等への職員派遣

国外における行政運営について見聞を広めるため、また、姉妹都市であるオーストラリアのホールドファストベイ市との交流事業について職員を派遣しています。

派遣先	派遣内容	
	平成19年度	渡航先
市町村振興協会課題研究グループ支援事業	1人	デンマーク
国際姉妹都市派遣研修	1人	オーストラリア ホールドファストベイ市

7 公平委員会の業務の状況 (苦情処理、措置要求、不服申立)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

平成19年度…該当なし

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成19年度…該当なし